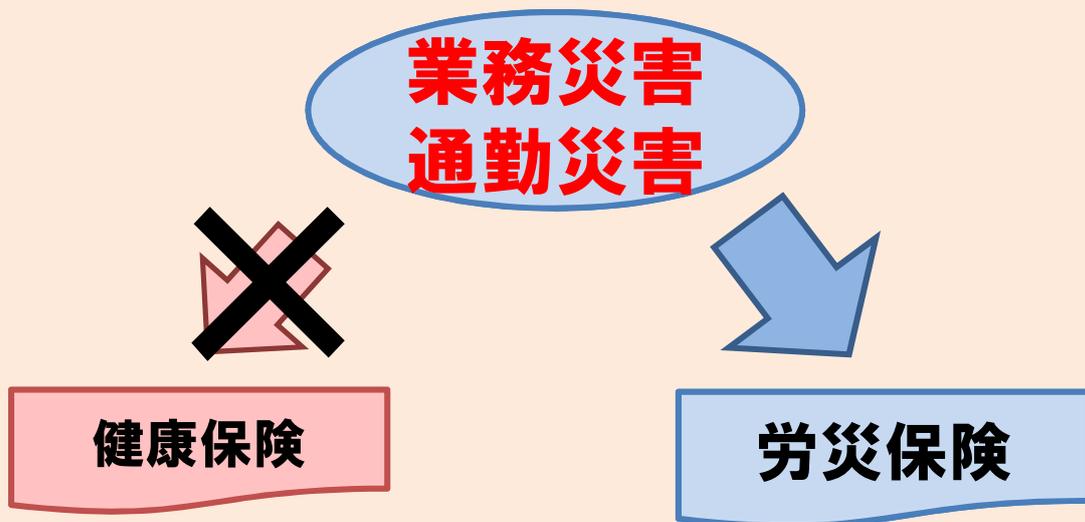


お仕事でのケガには、労災保険!

- 労災保険制度では、労働者が業務または通勤が原因で負傷したり、病気にかかった場合には、労働者の請求に基づき、治療費の給付などを行っています。
- しかし、近年、業務または通勤が原因と考えられるにもかかわらず、労災保険による請求を行わず、健康保険を使って治療を受ける方が見られます。
- **健康保険は、業務または通勤が原因でない傷病に対して支給されるものです。**業務または通勤により負傷し、健康保険を使って医療機関で治療を受けた場合の治療費は、全額自己負担となってしまいます。



業務災害・通勤災害の場合は、必ず**労災保険**を請求しましょう



業務災害または通勤災害であるにもかかわらず、誤って健康保険で病院にかかってしまった場合の手続き

受診した病院に、健康保険から労災保険への切り替えができるかどうかを確認してください。

できない場合

いったん、医療費の全額を自己負担した上で、労災保険に請求していただきます。

できる場合

病院の窓口で支払った金額が返還されます。

労災保険の様式第5号または様式第16号の3の請求書を受診した病院に提出してください。

全国健康保険協会へ業務災害または通勤災害である旨を申し出てください。
負傷原因報告書を記入して提出していただきます(※1)。

全国健康保険協会から医療費返納の通知と納付書が届きますので、お近くの金融機関で返納金をお支払いください(※2)。

返納金の領収書と病院に支払った窓口一部負担金の領収書を添えて、労災保険の様式第7号または第16号の5を記入の上、労働基準監督署へ医療費の請求をしていただきます(※3)。

※1 外傷性のケガの場合は、全国健康保険協会でも業務上かどうかを判断するため、申し出がない場合でも負傷原因報告書の記入をお願いすることがあります。

※2 医療機関から診療報酬明細書(レセプト)が全国健康保険協会に届くまでに2~3ヵ月程度かかるため、納付書が送付されるまでに時間がかかることがあります。

※3 労災請求の際にレセプトの写しが必要になる場合があります。請求の際に労働基準監督署にご確認ください。

労災保険の各種給付を受けるには

労災保険には療養(補償)給付をはじめ、さまざまな給付があります。

① 療養(補償)給付(※1)

治療を受けた病院などが労災保険指定医療機関の場合には、「療養(補償)給付たる療養の給付請求書」をその医療機関に提出してください。請求書は医療機関から労働基準監督署長に送られます。このとき、**治療費の自己負担はありません。**

治療を受けた病院などが労災保険指定医療機関でない場合には、いったん治療費を立て替えて支払ってください。その後「療養(補償)給付たる療養の費用請求書」を直接、労働基準監督署長に提出すると、**その費用が全額支払われます。**

② 休業(補償)給付

業務災害・通勤災害により休業した場合には、**休業4日目から**、1日につき給付基礎日額(※2)の**80%相当額**(うち20%は特別支給金)**が支給されます。**「休業(補償)給付支給請求書」を労働基準監督署長に提出してください。なお、業務災害の場合、休業の最初の3日間については、事業主が休業補償を行わなければなりません。

③ その他の保険給付

①、②のほかにも**障害(補償)給付、遺族(補償)給付、傷病(補償)年金、介護(補償)給付、葬祭料**などの保険給付があります。

これらの保険給付についてもそれぞれ、労働基準監督署長に請求書などを提出していただきます。

※1 業務災害の場合は「療養補償給付」、通勤災害の場合は「療養給付」になります。「休業(補償)給付」ほかも同様です。

※2 労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。

労災保険Q&A

Q 仕事中にケガをしたのに、「元請けに迷惑がかかるから、健康保険で治療するように」と上司から言われたのですが、どうしたらよいでしょうか？

A 仕事中のケガでは健康保険は使えません。会社が認めてくれなくても労災保険の請求はできますので、労働基準監督署にご相談ください。

Q 病院での過去の治療分を労災に切り替えることができなかったとしても、治療継続中の場合は今後の分だけでも労災に切り替えた方がよいですか？

A 健康保険から労災保険の切り替え手続きには時間がかかる場合があるので、今後の分だけでも必ず切り替え手続きをしてください。

Q 薬局で薬を受け取っている場合も、健康保険から労災保険に切り替えることはできますか？

A 薬局で薬を受け取っている場合も、かかった費用は労災保険で補償されます。忘れずに病院と同様の切り替えの手続きを行ってください。

Q 請負契約に基づいて働いていますが、細かな指揮監督を受けているなど、就労の実態が会社で働いている一般の労働者と同様である場合であっても、労災保険からの給付はされないのでしょうか？

A 契約の形式にかかわらず、就労の実態が「労働者」に当たると判断された場合には、労災保険から給付がされます。災害が起きた場合には、労働基準監督署までご相談ください。

労災保険のご相談は・・・

お近くの**労働局・労働基準監督署**へ

労災保険制度に関するご質問については、「労災保険相談ダイヤル」でもお答えしていますのでご利用ください。

0570-006031／受付時間9:00～17:00（土日祝日除く）